

## 産業振興課 YouTube 運用要領

### (目的)

第1条 本要領は、生活振興部産業振興課が取得したGoogleアカウント(以下、「産業振興課YouTube」という。)を利用し、区内飲食店を紹介する動画をYouTubeで配信するために、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube Google社が提供するインターネット上で動画を共有および公開するサービスをいう。
- (2) マイチャンネル YouTube内で自身が投稿した動画一覧を閲覧できるページをいう。
- (3) 産業振興課チャンネル 産業振興課が設置および運用するYouTube内のマイチャンネルをいう。
- (4) コメント 投稿した動画に対する他ユーザーからの文章投稿をいう。

### (運営主体)

第3条 産業振興課YouTubeの運営主体は産業振興課とする。

- 2 生活振興部産業振興課長をシステム管理者とし、産業振興課YouTubeの管理を行う。
- 3 生活振興部産業振興課商工勤労係長を運用管理者とし、産業振興課YouTubeの運用を行う。
- 4 生活振興部産業振興課商工勤労係に所属する職員のうち、運用管理者が指名した者をコンテンツ作成者とし、動画の投稿、投稿内容の更新および修正、他ユーザーからのコメントの確認等を行う。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、産業振興課チャンネルと江戸川区公式ホームページの相互にリンクを明示する。

### (投稿内容)

第5条 産業振興課チャンネルでは、区内飲食店の紹介動画を投稿する。

### (意思決定)

第6条 動画配信については、産業振興課長の決定を必要とする。

(免責事項)

第7条 産業振興課は、利用者が産業振興課チャンネルを利用したことで利用者又は第三者に生じた直接又は間接的な損失について、一切責任を負わないものとする。

(遵守事項)

第8条 システム管理者、運用管理者及びコンテンツ作成者は、江戸川区情報管理安全対策要綱及び江戸川区情報管理安全対策基準を遵守する。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、システム管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。